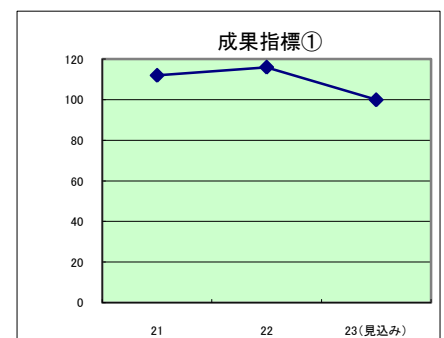
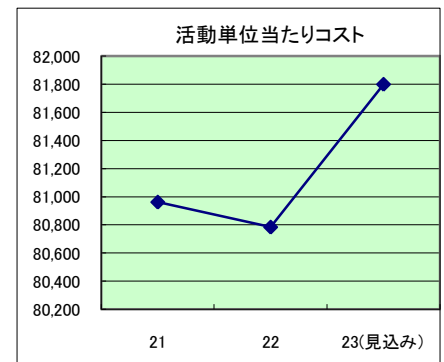


事務事業名	民間保育所運営事業		会計	1	一般会計	
総合基本計画	まちづくりの目標(章)	3	次代を担う子どもを育むまち	款	3	民生費
	施策(節)	1	子育て支援	項	2	児童福祉費
	施策の方向	(6)	保育の充実	目	2	民間保育所費
				事業	1	保育所運営
関連する計画等	羽曳野市次世代育成支援行動計画(後期計画)		作成部署	保健福祉部 子育て支援課		
事業の対象(誰を・何を)	民間保育所		連絡先	072-958-1111 内線 1231		
事業の目的	意図(どういう状態にしたいのか) 保育に欠ける児童の保育を実施するとともに、民間保育所の経営を安定させ円滑な運営を図る。					
事業の内容	児童福祉法第24条及び羽曳野市保育園における保育に関する条例に基づき、保護者の就労や病気等の理由により、保育に欠ける乳児または幼児の保育を実施するため、市内民間保育所9園における保育の実施に委託料等を支払い、待機児童解消のための円滑な保育所運営を図る。					
根拠法令等	児童福祉法 羽曳野市保育園における保育に関する条例					
事業開始時期	☐ 昭和 年開始 ☒ 明確にはわからない		終了年度 平成 年度			
	☐ 平成 ☐ 市制施行(昭和34年)以前より行っている					
事業開始時からの状況変化	少子化による就学児童数の減少が続くなか、社会・経済情勢の変動と共に、女性の社会進出、家庭の経済状況による共働きの増加等で、保育に対するニーズは上昇している。					
市民や議会の要望	保育所の乳幼児の受け入れにおける入所児童枠の確保、待機児童の解消を図るための保育環境の整備が必要である。					
実施手法	☐ 直営 ☒ 一部委託 ☐ 全部委託 ☒ 補助金・助成金 ☐ その他()					
委託先	☐ 市外郭団体委託 名称()		委託内容 児童福祉施設委託料			
	☒ 民間委託 ☐ その他					

区 分		21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (見込み)
事業費【1】	(千円)	1,263,722	1,301,130	1,321,592
人件費【2】	(千円)	15,000	18,000	15,840
職員数				
正規職員	人	2.00	2.40	2.00
再任用職員	人	0.00	0.00	0.00
嘱託職員	人	0.00	0.00	0.00
臨時職員	人	0.00	0.40	0.80
超過勤務(参考)	(時間)	0.00	0.00	0.00
総事業費(【1】+【2】)【A】	(千円)	1,278,722	1,319,130	1,337,432
財源内訳				
国費	(千円)	312,312	328,722	340,912
府費	(千円)	156,156	169,361	170,456
市債	(千円)			
その他(手数料・使用料等)	(千円)	291,878	281,153	283,440
一般財源	(千円)	518,376	539,894	542,624
活動指標(事業の活動実績)【B】	単位	21年度	22年度	23年度(見込み)
① 年間延べ在籍児童数	人	15,794	16,329	16,350
②				
③				
活動単位当たりコスト(【A】/【B】①)		80,963 円	80,784 円	81,800 円
市民1人当たりコスト(【A】/人口)		10,753 円	11,173 円	11,336 円



成果指標 (事業目的の達成度を測る指標)	指標名		単位	指標設定の考え方	平成21年度		平成22年度		平成23年度
	①	定員充足率	%	定員に対する入所児童数の割合 (式) 入所児童数÷定員×100	目標	100	100	達成率(%)	100
					実績	112	116	116.0%	
	②	入所申込者数	人	入所希望児童数から、民間保育所の保育ニーズを把握する (式) 民間保育所を第1希望とする人の数	目標	300	300	達成率(%)	300
					実績	272	318	106.0%	

市の関与の必要性	市の関与が必要な理由									評価	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	必要性	分析・評価の説明
	法令上の義務	受益者が不特定多数	最低限の生活水準を確保	市民の不安を解消	社会的経済的弱者を対象	民間だけでは負担しきれない	民間だけでは供給不足	市の特色等を市内外へ発信	第三者にも受益がある	有	本市における民間保育所の役割は大きく、事業の継続は不可欠。
	○	○	○	○							

分析・評価

視点	分析のためのチェック点	はい	いいえ	該当なし	分析・評価の説明
妥当性	市民ニーズが高い	☒	☐	☐	民間保育所の運営自体は社会福祉法人であるが、運営の委託については児童福祉法に定められている。また、保育に欠ける児童の保育に関しては、公立保育所だけでは対応できないため、民間保育所への委託は不可欠である。
	市民ニーズに比較してサービスの供給過剰となっていない	☒	☐	☐	
	社会情勢の変化に対応している	☒	☐	☐	
	他市の水準と比較しても、対象範囲や水準を見直す必要がない	☒	☐	☐	
	国・府の事業と重複していない	☒	☐	☐	
	事業を休止、廃止した場合の影響度が大きい	☒	☐	☐	
	緊急性が認められる	☐	☐	☒	
効率性	単位コストが適切である(経年、他市比較など)	☒	☐	☐	保育料は公立保育所と同一基準で算定しており、副教材等についてもそれぞれの園で工夫して対応している。また、運営補助金等についても市の財政状況に鑑み、一部削減するなど、事業の効率化を目指している。
	受益者負担の割合は適当である	☐	☒	☐	
	人員を削減する余地がない	☒	☐	☐	
	事業費を削減する余地がない	☐	☒	☐	
	簡略化できる方法や手段がない	☒	☐	☐	
	市の他事業と重複していない	☒	☐	☐	
	民間活力(民間委託、NPO、ボランティア、PFIなど)の活用について検討の余地がない	☒	☐	☐	
有効性	上位の施策(目的)が明確である	☒	☐	☐	公立保育所ではなく、民間保育所のみを希望される保護者も多く、それぞれの特色を生かした運営がされている。
	上位の施策(目的)への貢献度が高い事業である	☒	☐	☐	
	成果を向上させる余地がない	☒	☐	☐	
	市民の視点にたつてサービスが提供されている	☒	☐	☐	
協働性	事業の企画、立案に市民が参加している	☒	☐	☐	各民間保育所においても、地域との交流を考えた行事や事業を展開しており、地域への理解を得ている。
	事業の実施に向けて、市民と情報の共有が図られている	☒	☐	☐	
	事業の実施について積極的に市民の意見を反映している	☒	☐	☐	
	事業の実施に市民の参加、協力が得られている	☒	☐	☐	
達成度	成果指標の目標値は適正である	☒	☐	☐	民間保育所においては、定員に対して弾力的な入所受入れなど、保育ニーズに対して柔軟に対応できている。
	成果指標の実績値は目標値以上である	☒	☐	☐	
	成果指標は前年度より向上している	☒	☐	☐	

担当部局評価	総合評価											
	☐ 拡大・充実 ☒ 現状維持 ☐ 方法改善 ☐ 民営化・民間委託 ☐ 縮小 ☐ 廃止・休止 ☐ 完了											
	評価の理由											
	公立保育所だけでは対応しきれない保育ニーズに、民間保育所の協力は不可欠である。											
	今後に向けて(取組方針、具体的な改善改革案など) 羽曳野市保育所の運営等なあり方についての答申や本市行財政改革推進本部との協議をしながら、羽曳野市における待機児童の解消や公立保育所と民間保育所の役割について、引き続き調査検討を行うとともに、運営補助金等についても市の財政状況に照らしながら協議していきたい。											
行革本部評価	総合評価						評価理由・意見					
	☒ 拡大・充実 ☐ 現状維持 ☐ 方法改善 ☐ 民営化・民間委託 ☐ 縮小 ☐ 廃止・休止 ☐ 完了											